

発行所 全日本建設交運一般労働組合
 栃木県本部 〒327-0315
 栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
 Tel 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
<http://www.kenkourou.or.jp/>
 E-mail: DQJ06744@nifty.com

CTGが建交労とちぎ

重要 感染防止のため予約制で 確定申告相談を行います

今年も感染対策を継続し、1月から確定申告相談を行なっています。みなさんのご協力をお願いいたします。

①相談は予約制です。
 公民館等での日曜相談会は、今後の感染状況によって会場が使用中止になる可能性があります。可能な人は平日事務所での相談をお願いします。

②来所の際は、検温、マスク、消毒をお願いいたします。

③組合職員は日常生活においても感染防止に努め、期間中は抗原検査等を行います。職員に陽性反応が出た場合、予約の変更等ご協力をお願いする場合があります。ご了承ください。

平日は3月15日まで

【家族の収入】

奥さんの収入は下
 一桁まで正確に調べてきてください。同居の子ども（バイト等）の収入。国民健康保険税納入金額も

用意するものは先月

郵送した「自主計算書」

に記載されています。

【平日夜間も】

日曜日の相談会や平日五時まで事務所に来られない人は、電話をいただければ平日夕方以降の相談にも応じます。

【組合費】

申告相談は組合費完納が条件です。

【早めの申告を】

3月に入ると連日混みます。早めの相談にご協力ください。

【申告書】

国民年金、生命保険や地震保険などの控除証明書は申告書に添付する必要があります。紛失した人は再発行してもらってください。

【税務署からの「確定申告のお知らせ」】

税務署から小さな封筒かハガキで送られてくる「確定申告のお知らせ」を必ず持参してください。

申告書は事務所にあります。領収書は5年間の保存義務があります。【年金受給者の人は】年金を受給している人は「公的年金等の源泉徴収票」を持参してください。天引きされている社会保険料や税金も確認します。

【医療費は明細を】

医療費控除を受けるには、領収書ではなく「医療費控除の明細書」を提出することになります。

明細には家族氏名とともに「病院・薬局」「支払額」「補填額」などを記入します。

生活費を負担している親族のものであれば一緒に住んでいなくても対象です。

●減額対象

二〇二二年三月末までの親族のものであれば一緒に住んでいなくても対象です。

介護費用、市販薬も対象になるものがあ

る。生活費を負担して

いる親族のものであ

れば一緒に住んでい

なくても対象です。

介護費用、市販薬も

対象になるものがあ

ります。領収書は5年間の保存義務があります。

【年金受給者の人は】年金を受給している人は「公的年金等の源泉徴収票」を持参してください。天引きされている社会保険料や税金も確認します。

【組合費前納割引】

●減額内容

◎一年分前納者は組合費一か月分を減額

◎半年分前納者は組合費二千円を減額

●減額対象

二〇二二年三月末までの親族のものであれば一緒に住んでいなくても対象です。

介護費用、市販薬も

対象になるものがあ

る。生活費を負担して

いる親族のものであ

れば一緒に住んでい

なくても対象です。

介護費用、市販薬も

対象になるものがあ

る。生活費を負担して

いる親族のものであ

れば一緒に住んでい

なくても対象です。

介護費用、市販薬も

対象になるものがあ

日曜相談会

●二月十三日(日)
 ・午前九時～午後三時
 ◎場所 県西生涯学習センター

●二月二十日(日)
 ・午前九時～午後三時
 ◎場所 鹿沼市清洲コミュニティセンター

●二月二十七日(日)
 ・午前九時～午後三時
 ◎場所 栃木市勤労者福祉センター

【栃木市今泉町1-2-7】

●三月六日(日)
 ・午前九時～午後三時
 ◎場所 組合事務所
 【佐野市吉水駅前1-2-1】

※完全予約制です。希望者は早めに電話を。



コロナ支援金申請援助します

【事業復活支援金】

◎対象者

コロナの影響で2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月までの任意の同じ月の売上と比較し50%以上または30%から50%減少した事業者

◎給付額(個人)

上限額 売上減少率50%超

50万円

売上減少率30%～

50%

30万円

◎地域・職種は問いません。

新加入者の紹介 ご協力をお願いします



今年度の機関紙に同封している労災保険のチラシを一通り読んでいただき組合事務所で連絡をお願いします。

【二月～三月は新規、継続加入月間です】

確定申告相談と合わせて組合員紹介運動に取り組みます。まだ組合に入っていないダンブ・運輸・建設関連の知人を組合にご紹介ください。

昨年からの軽貨物個人事業主の組合加入にも取り組んでいます。

対象者の自宅、職場を訪問して詳しい説明をすることも可能です。

ご協力よろしくをお願いします。

『労災保険加入の取り組み』

労災保険(二人親方)

は四月から新年度です。

年々労災事故が増え

◎税務署は申告書(大きな封筒)は郵送しません。申告書は組合事務所にあります。昨年申告した人には「確定申告のお知らせ」(小さな封筒かハガキ)が送られてきます。相談時には必ず持参してください。

残土対策国が提言 3月国会に法案提出

「発注者・元請責任の明確化を」

昨年7月静岡県熱海市で発生した盛土崩落災害を契機に、内閣府は「盛土による災害の防止に関する検討会」を開催、昨年末提言を発表しました。

政府はこの提言を踏まえ、盛土に対する新たな法案を3月国会に提出する予定です。

新しい法律には、規制の強化等、今後の建設・ダンプ業界に重大な影響を与える内容が含まれているものと考えられます。

提言の概要

提言では危険な盛土の発生を防止する仕組みとして、全国一律のルールをつくり規制を強化する方針を示しています。

具体的には「責任の所在の明確化」として土地所有者等の安全管理責任の明確化や罰則の強化などを挙げています。また「安全性の確保」として、現在各県や市で定めている施工の安全基準については統一化が必要とします。

提言で注目すべきは

『建設工事から発生する土の搬出先の明確化』として「元請業者による建設発生土の搬出先の明確化」「公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化」があげられている点です。問題はここをどう法制化するかです。

残土の不適正処分背景には元請の「丸投げ体質」があります。処分代を叩き、残土を誰がどこに処分するのか元請は無関心です。

現場の声を国会に

熱海市崩落災害以降、残土運搬に関わる組合員は深刻な処分場不足に直面しています。

公共団体が適正に管理する処分場の確保が不可欠であり、末端の労働者にまで適正な処分費用が支払われる仕組みをつくるべきです。

それを担保するのが「発注者・元請責任」の法制化です。

組合では関係する国會議員に組合員の声を届けます。ぜひ意見を。

転倒労災事故多発も 路面凍結事故も 治療長期化の傾向



昨年発生した組合員の労災事故件数は21件。近年にない多さです。最も多いのは運搬席やハシゴからの転落事故（12件）ですが、現場等での転倒事故も増えています。

【事例1】

安田芳江さんは昨年9月、碎石工場の台車が雨で濡れていたため足を滑らせて転倒し腰椎捻挫に。安静にしていれば痛みが治まると考え自宅で静養していましたが、日に日に痛みが強くなり、歩くのも困難になってしまいました。

通院を続け痛み止めを飲めば乗用車の運転

はできるようになったものの副作用で眠くなるためまだ仕事はできません。

【事例2】

藤田正勝さんは雪の降った翌日、プラント内サイロの手前が凍結していたためスコップで除雪作業をしていた際、足を滑らせて転倒し骨盤を骨折してしまいました。入院治療となりました。

降雪時には交通事故も多く慎重な行動が求められます。



オオツ！現役TW発見！



1951年からこの形。カッコいい！欲しい！

温暖化で変わる「北の漁場」 「ほんとと漁師は深刻だよ」

【ダンプ支部 山本直樹さん】

青森県深浦町出身の山本さん（53）。子供のころから漁師の父親と海に出ていました。

「俺が子供の頃はウニもヤリイカもうんと獲れた。中学の頃ヤリイカ一か月で3200万円売上あったこともあった。歩合制だから数百万。ウニも単価がよくてあの辺の漁師で『ウニ御殿』たてる人もいた」。

☆ ☆ ☆
「一番変わったのは昭和58年の日本海中部地震（青森、秋田、山形の日本海側で津波による死者104人）。津波で海の中がすっかり変わった。最近温暖化で赤潮の影響がひどい。もうウニはダメ。

昔みたいに獲れば栃木に来てダンプに乗ることもなかったね」。

☆ ☆ ☆
「親父（81）はまだ現役の漁師。毎朝5時から一人で船に乗って。この前ヒーター付防寒具送ったら喜んでた。今獲るのはさざ

えとあわび。年取ってもみんな親父にはかなわない。一人で何箱も獲ってくるから。長年の経験でいる場所を知ってるからな。獲ったのは道の駅『ふかうらいか焼き村』（国道101号線沿い）に出してる。結構観光客が来るんだ。でも去年はコロナでダメだったなあ。早く落ち着いてほしいよ」。



組合に深浦産あわびを持ってきてくれた山本さん

組合掲示板

◎昨年組合員に対する税務調査は、栃木税務署1件佐野税務署2件鹿沼税務署1件館林税務署1件でした。ところが申告内容を見ると、消費税の免税事業者（売上一千万円以下）が2名、あとの3名も

失礼ながら「高収入」とは言えないレベル。佐野の一件は調査の結果「是認」つまり申告内容に問題がなかったという結論に。

◎税務署は何を根拠に調査対象を抽出しているのか。まさか「無作為」ではないはず。調査対象になった組

合員は家族も含め大変なストレスを受けます。まさに人権問題です。◎政府は令和5年10月からインボイス制度を導入し、売上に関係なく全個人事業者から消費税を徴収しようとしています。「インボイス中止」納税者の権利を主張しよう。